

2018年度 第4回 研究推進・支援本部主催 啓発セミナー 『海外遺伝資源の研究利用に関する名古屋議定書および ABS指針への対応について』

開催：2018年12月10日（月），場所：8号館3階8301講義室



2018年度 第4回 研究推進・支援本部主催啓発セミナー(双対形式)

海外の資源を
無断で持ち込むと...

遺伝資源って何？

遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する生物のうち、現実的又は、潜在的な価値をもつもの。
(例) 植物、生物の生体・死体、生物から抽出されたDNA/RNA、標本、販売されている生物、伝統的知識 (薬効の効果) 等

海外遺伝資源の研究利用に関する対応について

2017年8月より、我が国において名古屋議定書が効力を有することとなり、国内措置であるABS指針の適用が開始されました。国内措置の開始に伴い、海外からの遺伝資源の持ち込みについて、厳密かつ組織的な対応が求められます。本講演では海外遺伝資源の研究利用に関する名古屋議定書及びABS指針への対応についてご説明します。違反した場合、罰則に処されることとなりますので、関係者各位は必ずご参加ください。

講師 鈴木 睦昭 氏
(国立遺伝学研究所 産学連携・知的財産室室長 ABS学術対策チーム)

日時 12/10(月) 17:00~18:00

場所 8号館3階8301講義室

